

**西東京市内連絡バス
ネーミングライツ・パートナー
募集要項**

目次

1 募集の趣旨	2
2 ネーミングライツの概要	2
3 西東京市はなバスの概要	3
4 対象バス停	4
5 契約期間	6
6 ネーミングライツ料	6
7 費用負担区分	6
8 ネーミングライツ・パートナーの権利	6
9 応募資格	6
10 副バス停名称の条件	7
11 応募スケジュール	8
12 応募の手続き	8
13 応募のための提出書類	9
14 選定方法	9
15 契約の締結等	9
16 その他	10
17 問い合わせ先	10

1 募集の趣旨

西東京市内連絡バス（以下「はなバス」という。）の収入源を確保し、持続的に安定した運営を継続するとともに、効率的で利便性の高い運行を図るため、以下のとおりネーミングライツ・パートナーを募集します。

2 ネーミングライツの概要

（1）ネーミングライツとは

はなバスの停留所名称の副次的な名称（以下「副バス停名称」という。）の命名権及びこれに付帯する権利のことをいいます。ネーミングライツは、バス停留所の所有権、はなバスの運営権などには影響を及ぼさないものとし、第三者に譲渡又は貸与することはできません。

（2）ネーミングライツ・パートナーとは

ネーミングライツ・パートナーは、はなバスのバス停留所に、副バス停名称として、当該法人名称等を命名することができるものとします。

（3）命名権に付帯する権利とは

停留所盤面、小学生によるバス車内における放送（以下「小学生アナウンス」という。）のほか、西東京市（以下「市」という。）がはなバスの運行内容を周知するために発行する刊行物、市のホームページ等において、停留所名称に副バス停名称を併記できることをいいます。

停留所盤面には、法人・事業所・店舗等の名称をバス停留所名の横又は下に括弧書きで併記します。

小学生アナウンスは、沿線の市立小学校に在籍する児童のうち、参加を希望する児童によるバス車内におけるバス停案内の放送を指します。ネーミングライツ・パートナーは、バス停案内を読み上げる児童を指定することはできません。また、ネーミングライツ・パートナーには応募の際に、副バス停名称が含まれるバス停案内と含まれないバス停案内を選択することができます。

（4）ネーミングライツ・パートナーの責務

ネーミングライツ・パートナーは、副バス停名称に関する一切の責任を負うものとします。

3 西東京市はなバスの概要

名 称		西東京市内連絡バス「はなバス」
事業目的		地域内補助交通として、広域幹線交通や地域内幹線交通を補完し、主に公共交通空白地域から鉄道駅や公共施設等に向かう交通利便性の地域格差をなくし、利用者の利便性向上を目的としています。
募集ルート	第 1 ルート	西武池袋線保谷駅北口を起点とし、下保谷・北町地域を半時計周りに循環しているルート
	第 2 ルート	①駅間ルート 西武池袋線ひばりヶ丘駅を起点とし、公共施設と西武新宿線東伏見駅を結ぶルート ②住吉・泉町循環ルート 西武池袋線ひばりヶ丘駅を起点とし、「西東京市役所保谷庁舎」を結ぶルート。一部の運行便では、西東京市役所保谷庁舎止まりがあります。
	第 3 ルート	①駅間ルート 西武新宿線田無駅北口を起点とし、向台町・新町地域を經由し、西武新宿線東伏見駅に至るルート ②向台循環ルート 西武新宿線田無駅北口を起点とし、公共施設を結び、西武新宿線田無駅へ戻るルート
	第 4 北ルート	西武新宿線田無駅北口を起点とし、田無町・芝久保町地域を經由、西武新宿線花小金井駅に至るルート
	第 4 南ルート	①駅間ルート 西武新宿線田無駅北口を起点とし、芝久保運動場・西武住宅を經由、西武新宿線花小金井駅に至るルート ②折返しルート 西武新宿線田無駅北口を起点とし、芝久保運動場で折り返して西武新宿線田無駅へ戻るルート
運 行 事 業 者		西東京市内連絡バス運行協定書に基づき、以下の運行事業者による運行がなされています。 ①第 1・2・3 ルート 西武バス株式会社（滝山営業所） ②第 4 北・南ルート 関東バス株式会社（武蔵野営業所）

4 対象バス停

(1) 第1ルート

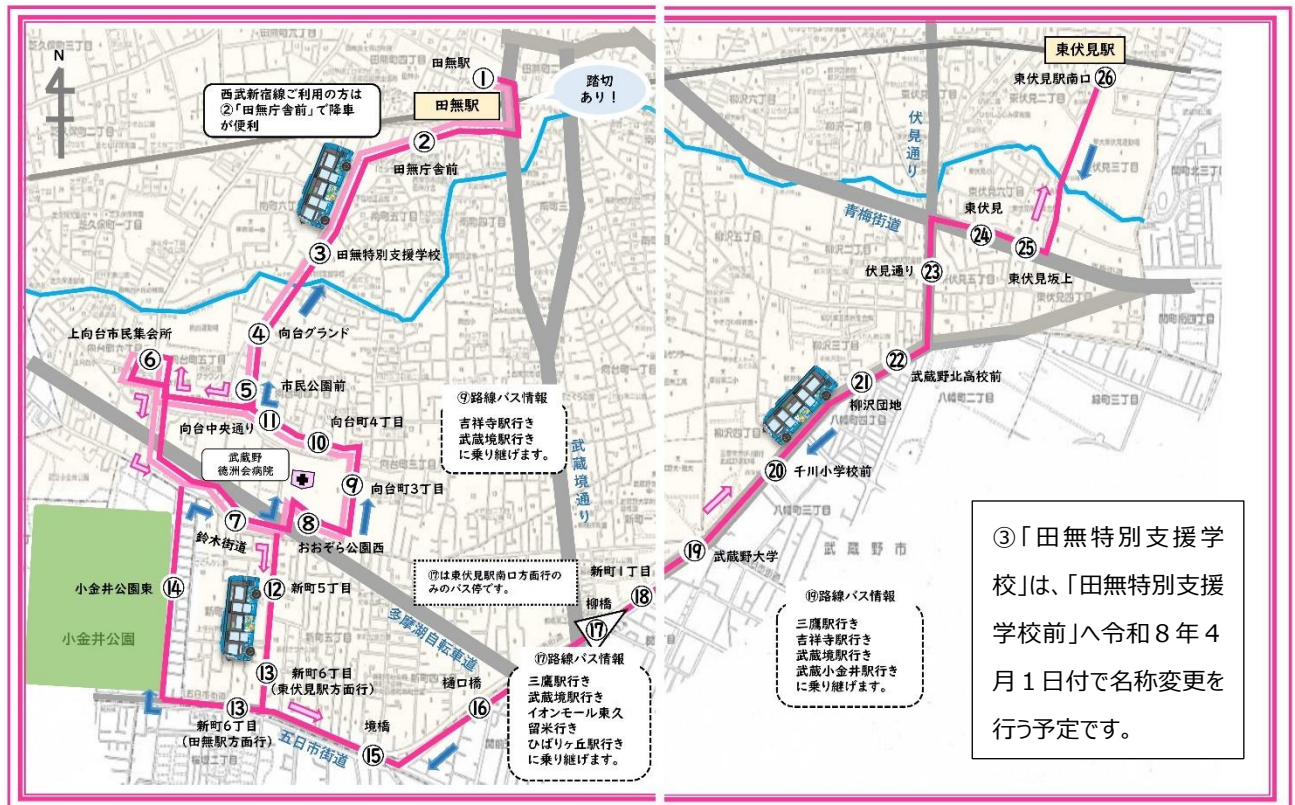


(2) 第2ルート

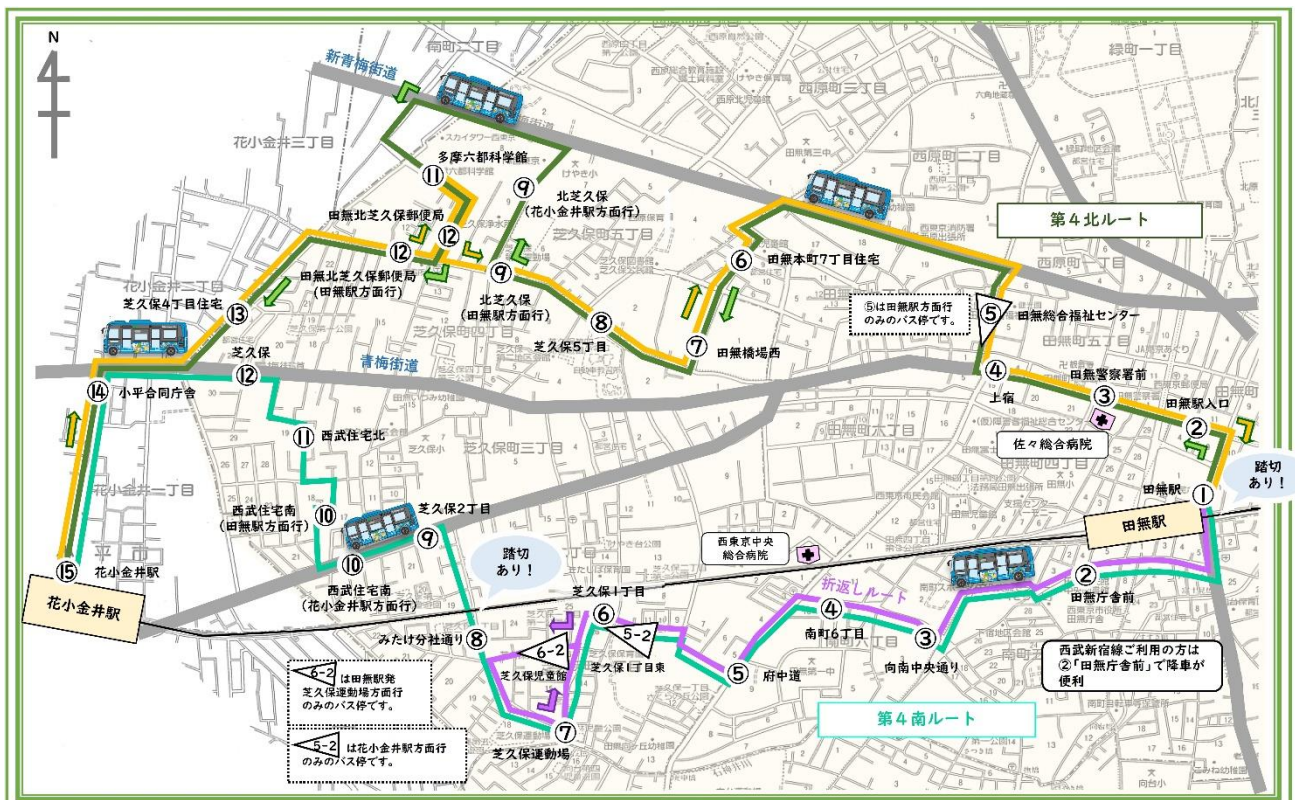


①「JA東京みらい保谷支店」は、令和8年4月1日付で名称変更を行う予定です。

(3) 第3ルート



(4) 第4北・4南ルート



(5) 複数のルートにまたがる停留所

停留所名	ルート
田無駅	第3・第4北・第4南
田無庁舎前	第3・第4南
花小金井駅	第4北・第4南
小平合同庁舎	第4北・第4南

5 契約期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）とします。

なお、2（1）の命名権に付帯する権利のうち、停留所盤面への副バス停名称の表示については、上記契約期間の始期及び終期の10日間程度において、停留所盤面の交換作業のため、副バス停名称が表示されないことがあります。

6 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は年額12万円（税別）とします。

なお、応募する停留所が複数ルートを兼ねている場合、そのルート数を乗じた額となります。

7 費用負担区分

費用負担区分については、原則次の表のとおりとします。

区分	市／運行事業者	ネーミングライツ ・パートナー
停留所盤面の作成及び交換		○
停留所盤面の維持管理	○	
停留所盤面の原状回復		○
小学生アナウンスの作成	○	
市が発行する印刷物やホームページ等での表示の変更	○	

※金額目安

- ・ 停留所盤面の作成…約4万円（税別）※停留所が両側2基の場合
- ・ 停留所盤面の交換及び原状回復…各約1万円（税別）※実施件数による

8 ネーミングライツ・パートナーの権利

（1）はなバスのバス停留所に、副バス停名称として、当該法人名称等を命名することができるものとします。

（2）ネーミングライツ・パートナーであることを広報することができます。

9 応募資格

（1）応募者

はなバス停留所ネーミングライツに申し込みできる応募者は、応募するはなバス停留所に近接する法人・事業所・店舗・施設等（以下、「団体」という。）とします。

（2）応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は、応募することができません。応募者は以下に掲げる当該団体から直接又は間接に支援を受けることはできず、申込書提出から契約満了までの期間に該当となった場合には、ネーミングライツ・パートナーとなる資格を喪失するもの

とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する団体
- ② 応募書類提出時点において、西東京市指名停止基準（平成13年5月14日付13西総契第12号市長決裁）による指名停止を受けている団体
- ③ 西東京市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団関係者に該当する団体
- ④ 西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加排除措置を受けている団体
- ⑤ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている団体
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている団体
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている団体
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている団体
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定により、風俗営業と規定される業種並びに類似の業種の団体
- ⑩ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種の団体
- ⑪ 社会的に問題を起こしている団体
- ⑫ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない団体
- ⑬ 各種法令に違反している団体
- ⑭ 直近3事業年度において、法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税又は法人市町村民税に未納税額がある団体
- ⑮ 提出された書類の記載事項に虚偽があった団体

（3）その他の制限

西東京市内連絡バス停留所ネーミングライツ選定基準第4に定める業種ごとの基準があります。

10 副バス停名称の条件

- （1）副バス停名称は、団体名とし、原則として語尾に「前」等と付記するものとします。ただし、市及び運行事業者とネーミングライツ・パートナーの協議のうえ、団体名の一部を略称し、副バス停名称とすることができます。
- （2）同一名称の停留所につき、パートナーは一者としします。なお、標柱が複数ある場合は、同一の副バス停名称を付与します。
- （3）契約期間内の副バス停名称の変更は原則できません。

- (4) 副バス停名称は、運行事業者との協議の上、決定することとします。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、副バス停名称とすることができません。
- ① 法令の規定に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ② 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ③ 市の信用若しくは品位を害するもの又はそのおそれがあるもの。
 - ④ 個人の氏名を宣伝するもの。
 - ⑤ 政治、宗教、外交、社会問題等に係るもの。
 - ⑥ 暴力、脅迫その他非合法な行為に係るもの。
 - ⑦ 差別、偏見等を助長するおそれのあるもの。
 - ⑧ 美観風致を害するおそれがあるもの。
 - ⑨ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの。
 - ⑩ 商標権等、知的財産権その他第三者の有する権利を侵害するもの。
 - ⑪ その他、はなバス停留所の副バス停名称として適当でないと市長又は運行事業者が認めるもの。
- (6) 西東京市内連絡バス停留所ネーミングライツ選定基準第4に定める業種ごとの基準があります。

1.1 応募スケジュール

項目	時期
募集要項等の公表	令和7年6月27日（金）
応募書類の受付	令和7年7月1日（火）～8月12日（火）
審査	令和7年8月13日（水）～
パートナーの決定	令和7年9月中旬まで（予定）
契約の締結	令和7年9月下旬頃～（予定）

1.2 応募の手続き

(1) 募集要項等の公表

公表日時	令和7年6月27日（金）
公表方法	市ホームページで公表します。 市ホームページ＞市政情報＞事業者向け情報＞募集情報 https://www.city.nishitokyo.lg.jp/siseizyoho/jigyo/boshu/hanabus_namingrights.html ※募集要項及び関係書類を上記ページからダウンロードしてください。 ※新たに追加する資料がある場合も上記ページにて公表します。

(2) 応募書類の受付

受付期間	令和7年7月1日（火）～8月12日（火）17時
提出方法	電子メール、持参又は郵送により応募書類をご提出ください。 ※電子メール件名は、「ネーミングライツ・パートナー応募」と明記してください。 ※書類に不備がある場合は、受け付けできません。

提出先	西東京市まちづくり部交通課交通係 〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目6番8号 E-mail:koutsuu@city.nishitokyo.lg.jp
作成方法	「13 応募のための提出書類」にしたがって作成してください。

1.3 応募のための提出書類

(1) 応募書類

書類No.	書類名	様式	提出部数
1	西東京市内連絡バス停留所ネーミングライツ申込書	指定様式	1部
2	誓約書	指定様式	1部
3	会社案内（パンフレット、HP等所在の分かるもの）	任意様式	1部

(2) 作成上の留意点

鉛筆、消せるボールペン、修正液は使用しないでください。

(3) 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を電子メール、持参または郵送によりご提出ください。

(4) その他留意事項

- ① 応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- ② 応募書類は、返却しません。
- ③ 提出期限までに必要な書類が整わない場合には、受付できません。
- ④ 追加書類の提出等を求めるときがあります。
- ⑤ 応募書類は、審査以外の目的には使用しません。
- ⑥ 天災その他の不可抗力により審査等が実施できない場合には、応募のスケジュールを延期することがあります。

1.4 選定方法

市及び運行事業者において、応募者及び副停留所名称について西東京市内連絡バス停留所ネーミングライツ選定基準及び運行事業者の社内基準に基づき審査します。

(1) 審査

市はネーミングライツ・パートナー候補者の選定を、運行事業者はネーミングライツ・パートナー候補者の最終審査を行い、ネーミングライツ・パートナーが決定します。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、運行事業者から応募者に個別に通知します。選定結果に対する異議等には、一切応じられません。

1.5 契約の締結等

(1) 契約

運行事業者とネーミングライツ・パートナーは、契約書を取り交わします。

(2) 契約が締結できない場合の措置等

ネーミングライツ・パートナーが、契約の締結までに次に掲げる事項に該当する場合は、契約を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして契約の締結に応じない場合
- ② 財務状況の悪化等により、契約の履行が確実にないと認められる場合
- ③ 著しく社会的信用を損なう等でネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められる場合

(3) 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、契約満了を待たず契約を解除する場合があります。

(4) 契約の継続

ネーミングライツ・パートナーは、2年ごとにネーミングライツを継続することができ、1回目の継続においては、他の申請者より優先して申し込むことができるものとします。2回目以降の継続については、他の申請者と同様の方法で申し込んでいただきます。

16 その他

- (1) 停留所によっては、停留所間の距離等の都合上、希望する副バス停名称によるバス車内アナウンスをお受けできない場合があります。
- (2) バス車内アナウンスは、同じ停留所区間に音声広告が入る可能性があります。

17 問い合わせ先

西東京市まちづくり部交通課交通係

〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目6番8号

電話：042-439-4435（直通） FAX：042-439-3025（フロア共通）

E-mail：koutsuu@city.nishitokyo.lg.jp